

新型コロナウイルス感染症は、2023（R5）年5月8日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行されました。

★以下に変更点を挙げます。基本的には換気・手洗い・手指消毒、ウイルスを施設内に持ち込まない、といった感染対策は継続することが基本となります。

項目	変更前（2類）	変更後（2023年5月8日～5類へ）
1.健康観察	平素1日2検（朝・夕） 実習中1日4検（実習基準に基づく）	<u>* 体温測定は1日1検 体調に変化がある時は随時測定し健康管理を行ってください。</u> 体調管理表の毎週の提出は不要とします。しかし、体調に変化がある場合や感染拡大時など必要時には情報提供として提出して頂きます。 <u>各自、日々の記録は残しておいてください。</u> <u>実習中の検温は実習基準に基づきます。当面は1日4検を続行とします。（詳細は実習OR時に確認してください。）</u>
2.食事	教室にて黙食	学生ホール、食堂、セミナー室での食事可とします。 飛沫が飛ぶような摂取の仕方は控えてください。 <u>* 感染対策にて教室での飲食を可能としていましたが、今後は教室での食事を禁止とします。（スクールガイドに則ります）</u> <u>教室では、水分補給のための飲水は可能です。</u>
3.マスク	2023年3月13日より個人の判断に委ねられている	個人の判断に委ねています。 ただし、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面ではマスクを着用することが推奨されます。 <u>実習中においては、病院の基準に基づきます。（*現時点ではマスク着用となっています）</u>
4.ゴーグル	3月末までは常時着用	基本、学内でのゴーグル着用の必要はありません。 実習中においては、病院の基準に基づきます。 （標準予防策に準じ、飛沫発生手技の実施時はゴーグル着用とします） <u>* 感染拡大時や実習でゴーグル着用の機会があるため、各自、学校用1つ、実習用1つ 計2つを準備しておいてください。</u>
5.環境整備	使用した物品、全て消毒	必要時消毒してください。
6.コロナ陽性になった場合	出席停止7日間	出席停止5日間（発症日を0日とする）、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまでです。（学校保健安全法） <u>* 出席停止解除後について</u> 発症から10日を経過するまでは、当該者はマスク着用を推奨とし、黙食など感染対策に努めてください。

7.濃厚接触者となった場合	濃厚接触のなった日から数え、2日目、3日目に検査を行い、陰性なら登校可能	濃厚接触者としての特定は行われません。(行動制限及びその協力要請も行われません) *健康観察を行い、異常なければ登校可能です。
8.発熱時の対応	2020.4作成の行動指針に基づく	2020.4作成の「新型コロナウイルス感染流行時の健康状態に関する行動指針」の運用は一旦中止とします。 (21期生ガイドラインで配布、22期生、23期生はスクールガイド参照) *感染拡大時には、その都度検討し提示していきます。 *発熱や体調不良等の場合は、 <u>登校前に学校に電話連絡</u> を入れ健康指導を受けてください。
9.密の回避	思いやりパネル使用 間隔を保ち座る	思いやりパネル、椅子の間隔を空ける表示は撤去します。

*** 感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じていきます。**

感染対策の変更に際しては、母体病院である「地方独立行政法人 公立甲賀病院」の感染制御部と連携しております。感染予防行動は継続しながら日常を取り戻していきましょう。

甲賀看護専門学校